

報 會



會 岳 山 本 日

55

月 三 年 一 十 和 昭

日本山岳畫協會の創立に就いて

中村清太郎

日本山岳畫協會は一言で申せば好んで山を描く畫家の集団でありまして、今迄夫れ夫れその道に精進して居た人々を横に連ねて、互に親しみを増し、作畫にも便宜を加へ、鑑賞や研鑽の機を多くしやうといふやうなわけであります。

現在會員は至つて少数であります。追々その数も増すことを期待して居ます。規約に「山岳を崇敬愛好す」といふ文字を掲げてあります。が、畫の仕事ですから個性の尊重す可きは勿論ながら、さういつた気持ちが無ければ殊に山岳畫といふやうな藝術品は出来るもので無いと信ずるのであります。山岳畫を大體風景畫の一種と見ても、その主題たるあの大地の高揚した天邊の気高さ、壮大さ、不思議さ、力強さ、その美しさには、又格別のもがあると思ひます。又その邊に、特に日本人に俣つ仕事があるやうに思はれます。

但ここにいふ山岳畫とは、其題材を山頂とか山中とか狭く限定する様なものでは決して無く、遠望も山麓も其他溪谷、湖沼、草木、禽獸等の山に属するものは固より、天象、人、生、神話傳説の類まで、山に関する限りは現實非現實に拘はらず包含されて然るべきものと考へられます。

斯いつた會は既に存在して居てい、筈ものとも思はれるのでありまして、事實随分前からさういふ話は折に触れ持ち上つてゐたのでしたが、同志も少なく兎角路々の仕事にかまけて中々實現に至らなかつたのです。それが最近熱心な若い人々に依て促進された形で、今度は割合にスラスラと成立に至つたのであります。思へば誠に自然の勢とも申すべきであります。

草創の際に廣く會員を求めるとも無いのでありますが、少数とはいへ現在の會員中には、夙く明治年代から山岳を描いて世に示した先覺者も居られ、一方には畏るべき前途を有する年少の作家を含み、又後見といふやうな役回りに山岳畫には因縁甚だ深き山岳文學の老先達を煩はすを得たのは、會の門出として大に心強い感が致すのであります。

展覽會は自然會の主な仕事で、今の所本年初夏に第一回展覽會を催す豫定になつて居りますが、未だ會場は確定して居りません。何れにしろ差當り作品公募といふような事は行はず、先づ會員の作品と會場壁面の許す限り會員外の同志の作品とを陳べやうといふ方針であります。

日本山岳會とは一面正に同胞の會

と申すべきものであり、同會員諸賢の親愛を希ふ次第であります。次の規約は草案ですが略確定したものであります。

- 日本山岳畫協會規約
- (一) 本會ヲ日本山岳畫協會ト名ク
 - (二) 本會ハ山岳ヲ崇敬愛好スル畫家ヲ以テ組織ス
 - (三) 本會ハ山岳ニ関スル繪畫ノ研究發表並ニ會音相互ノ連絡親睦ヲ図ルヲ以テ目的トス
 - (四) 本會ハ適當ノ時期ニ會員ノ製作セル山岳畫展覽會ヲ開催ス
 - (五) 本會ハ隔月ニ會員會ヲ催ス、時宜ニ依リ同志ノ懇談會ヲ兼ヌルコトアルベシ
 - (六) 本會ハ會員ノ外ニ顧問ノ制を設ケ
 - (七) 會員中ヨリ幹事若干名を選出シ會務ニ當ラシム
 - (八) 本會々員タラントスル者ハ會員三名以上ノ推薦ヲ要ス、但入會の許否ハ會員ノ決議ニ依ルモノトス
 - (九) 本會規約ノ變更其他ノ重要事項ハ會員會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
 - (十) 會員會ノ決議ハ全會員三分ノ二以上出席シ其ノ出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
 - (十一) 會員ハ年額金拾式圓ノ會費ヲ納ムルモノトス、新タニ入會スル者ハ入會金五圓を納付スベシ
 - (十二) 會員ニシテ本會ノ趣旨ニ反シ又ハ會費納付ノ義務ヲ怠リタル者ハ會員會ノ決議ニ依リ除名ス